

別 紙

川上村 導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

川上村の人口は、平成 27 年の国勢調査で 1,313 人(平成 22 年 1,643 人)と、過疎化と高齢化の進行に歯止めがかかる状況にあり、平成 30 年 5 月 31 日現在の高齢化率は 57.7% と県内の市町村で最も高い。

一方、村の事業所数 167 のうち、製造業 20%、卸売業・小売業 17.8%、宿泊業・飲食サービス業 12.4% と、製造業の占める割合が奈良県平均 10.8% を大きく上回る産業構造(平成 26 年経済センサス基礎調査)となっているが、後継者の村外流出や事業主の高齢化により事業者数は減少傾向にある。

村ではこのような現状に対応するため、移住希望者の職や住、暮らし等に一元的に対応する「川上 ing 作戦」や、「地域おこし協力隊」の受け入れ、住民の買物等の支援を行う「(一社)かわかみらいふ」と、基幹産業である林業・木材業の再生を進める「(一社)吉野かわかみ社中」の設立など、幅広い移住・定住施策を最重点で進めている。

このような取り組みをさらに進めていくためには、村内事業者の継業や事業拡大が不可欠なことから、先端設備等を導入することで生産性向上や人手不足等に対応した事業基盤を構築し、U・I ターン者の就業や後継者の育成につなげるとともに、村の活性化に大きく貢献することができる。

(2) 目標

村の基幹産業である林業・木材業の活性化に向けた支援のほか、各事業所が有している優れた製造・加工技術の一層の高度化や効率化につながる先端設備等の導入を推進することで、中小企業の経営の安定化を図るとともに、廃業を予定している事業所への人材誘致・マッチング等を通じて、産業の活性化と人口流出の抑制、U・I ターン者の確保を目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

計画期間において、基準年度比で労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)の年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画における対象設備は、多様な産業の設備投資を支援するため経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

森林率 95%と平地がほとんどない立地条件下、特定の産業集積地が存在せず、事業者が村内各地に点在している状況のため、本計画の対象区域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

村内の中小企業者による幅広い取組を促すため、村内で事業活動を行う全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 3 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は 3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 村税を滞納している者については、計画認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。